

生徒心得

- 1 兵庫県立加古川西高等学校の生徒としての自覚と誇りを忘れず、責任・努力・友愛をモットーとして、伝統の継承とよき校風の樹立に努める。
- 2 学校は一つの団体生活の場であるので、すすんで学校行事に参加するとともに、各自の行動に責任を持ち、周囲に迷惑を及ぼさないよう心掛ける。
- 3 生徒の本分である勉学に励むとともに、部活動等にも積極的に参加し、健康に留意して健全な学校生活が送れるよう努力する。

日常生活に関する心得

1 時間・授業について

- (1) 常に時間を厳守すること。
- (2) 授業前予鈴までに登校すること。
- (3) 予鈴 8 時 25 分から本鈴 8 時 35 分までの遅刻の場合は、生徒手帳を校門指導の先生に渡して入室し、授業を受ける（学級担任または学年生活指導係の指導を受ける）。8 時 35 分以降の場合は、職員室で学級担任または学年の先生に入室許可証の押印を受けて教室に入り、教科担任に提示して授業を受ける。
- (4) 早退の場合は、職員室で早退許可願を記入の上、許可を受けること。
- (5) 登校時より終業時刻まで、許可なく校外に出ないこと。もし、やむを得ない用件で外出する場合は、職員室で外出許可願を記入の上、許可を受けること。
- (6) 欠席する場合は、保護者から学校へ連絡すること。
- (7) 定められた下校時刻を厳守すること。（19 時完全下校）

2 礼儀について

礼儀を重んじ、良き社会人としての教養の基礎を身につけること。本校職員や来客に対してはもとより、生徒相互間においても挨拶を励行する。

3 風紀について

- (1) 窃盗（万引き）、暴力行為、喫煙、飲酒、授業放棄、無断アルバイト、服装違反、校舎校具の破損行為、風紀を乱す行為、その他生徒としての本分に反する行為を厳禁する。
- (2) 高校生の入場が禁止されている飲食店や遊技場（マージャン、パチンコ店）に立ち入らないこと。

4 交通安全について

- (1) 通学途上においては、常に交通道德をよく守り、学校の指定通学路、横断歩道を利用すること。原則として、徒歩、自転車どちらで通学する場合も 1 列で通行し、迷惑にならないよう心掛ける。また、公共交通機関利用者はマナーを守り、車内秩序を乱すような行為をしないこと。
- (2) 運転免許取得、無免許運転は、厳禁する。（「3 無い運動」の遵守…取らない、買わない、乗らない）
- (3) 自転車通学者は、別に定める「自転車通学上の注意」をよく読み、安全に気をつけ

て通学する。

- (4) 自転車通学者は自転車通学許可願を提出し、鑑札を所定の位置につけること。
- (5) 通学途上で事故等にあった場合には、相手の名前・連絡先を確認し、警察・保護者に連絡し、学校へ報告すること。

5 整美・公共物について

- (1) 常に環境の美化に努め、校内の清掃は毎日念入りに行うこと。
- (2) 校具は大切に扱うこと。誤って校具を破損したときは、必ず管理責任教諭または学級担任に申し出て事故の責任を明らかにすること。事後処理については、先生と相談して決めること。

6 健康管理について

- (1) 高校生としての自己管理能力を身につけ、規則正しい生活を送ること。
- (2) 保健室の健康相談や教育相談を利用し、心身の健康に留意する。
- (3) 感染症にかかったり、またその恐れがある場合は速やかに受診し、すぐに学校に連絡すること。
 - ・学校感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまで出席停止となるので治療に専念すること。
 - ・治療後、登校する際に「学校感染症罹患届」を担任に提出する。(用紙は本校ホームページよりダウンロード可能)
- (4) 学校管理下で傷病が発生し、受診をした場合は、速やかに「学校災害報告書」を保健室へ提出すること。

7 その他

- (1) 遺失物、拾得物は直ちに生徒指導部の先生に届け出ること。
- (2) 在学・通学・学生割引証明書等を必要とする場合は、なるべく午前中に事務室に願い出ること。学生割引証明書の発行を受けたいときは、必ず旅行届を提出すること。

服装及び所持品に関する心得

- 1 服装は常に端正、質素、清潔を旨とし、別に定める「服装に関する規定」を厳守すること。
- 2 登校時、またはこれに準ずる外出時（対外試合・応援・研究旅行・部活動発表・校外合宿・推薦入試等）は、学校の指定した服を着用すること。
- 3 生徒手帳、生徒証は常に所持していること。
- 4 所持品には、学年・組・名前を明記すること。
- 5 学校生活に不必要なものを持ってこないこと。(ゲーム類、音楽プレーヤー、漫画、菓子等)
- 6 貴重品の管理は各自で責任を持つこと。体育、学校行事等の際には、貴重品袋を使用して、学級担任または教科担任にその保管を依頼すること。部活動の際には、部室に貴重品を置かず、活動場所で各部が管理すること。
- 7 傷病等の特別事情のため、決められた服装を着用できない場合は、学級担任に申し出

て生徒指導部の許可を受けること。

- 8 スマートフォンの学校への持ち込みは許可するが、校内では電源を切って鞆に入れておくこと。

服装に関する規定

本校生徒の服装及び携帯品については、高校生として品位を保ち、端正、質素、清潔を旨として次のように定める。

	男 子	女 子
服	・標準学生服（上着の下は、白色カッターシャツ）	・学校指定の上衣、スカート、長袖オーバーブラウス（学年色入り）、紐ネクタイを着用する。
	・学校指定半袖カッターシャツ（学年色、校章入り）を着用する。	・学校指定半袖オーバーブラウス。 ・スカートは学校指定のもの。 ・紐ネクタイを着用する。
	※指導部の指示により、制服移行期間中は、学校指定の合服（ベスト、セーター、カーディガン）を着用してもよい。	
装 防 寒 着	・冬季において、制服の上に着用する防寒着を許可する。 ①自転車に乗る場合危険がないもの。 ②毛皮やロングコートは禁止。 ③型は、Pコート、ダッフルコート、もしくは前記に準ずるもの。 ④スカートの下に黒タイツ（80デニール以上）を着用してもよい。	
ベルト	無地で色は黒、茶系統のものたくさんの穴のあいたものは禁止	
靴	白を基調とした運動靴。黒のローファー可（厚底のローファーは禁止）	
靴下	色は白、黒、紺とする。ワンポイントは可（くるぶしが隠れるもの、膝下までのもの）	
鞆	ボストン型、ショルダー型、リュック型を基準とする。巾着、紙袋、口の開いた型は不可	
頭髪	高校生らしい髪型 ・パーマ、染色、脱色、眉毛や額の生え際等の剃り込みは禁止する。 ・リボン、華美な髪留め具は禁止する。（黒、紺、茶色のゴムを使用すること。） ・整髪剤等を頭髪につけることは禁止する。	

食堂・購買・自動販売機の利用に関する心得

- 1 食堂の利用は、昼休み昼食時とする。（自習時間の利用は認めない。）
- 2 食堂の出入りは、上履きとする。
- 3 ペットボトル、缶、その他のごみの後始末を確実にを行うこと。教室、廊下、部室等に

放置してはならない。

- 4 上記の「利用心得」が守られないときは、販売を中止することがある。

諸届・願に関する規定

1 欠席・公認欠席・忌引等の届けについて

- (1) 欠席の場合は、速やかに所定の届けを学級担任に提出すること。
- (2) 部活動の公認欠席の手続きは、各部顧問が「生徒派遣願」に必要事項を記入し、大会要項等の公文書を添えて、管理職の承認を得ること。
- (3) 忌引による欠席の場合は、下記の範囲に従って、忌引届を提出すること。

一親等（父母）	5 日以内
二親等（祖父母，兄弟姉妹）	3 日以内
三親等（曾祖父母，叔父叔母）	2 日以内
同居の兄弟の配偶者	1 日

2 異動届について

現住所，姓名を変更した場合には，速やかにそれを証明する書類（住民票記載事項証明書）を添えて届け出ること。保護者・保証人の変更の場合も同じく届け出ること。

3 掲示，集会，出版，放送について

- (1) 掲示物を掲示するときは，責任者を明記して生徒指導部に届け，許可を得たのち，指定の場所に掲示すること。
- (2) 集会を開こうとするときは，授業の妨げにならない時間，他の人の邪魔にならない場所で開くこととし，あらかじめ生徒指導部に届け出て許可を得ること。部活動，クラス会なども代表者がその目的，日時，場所，会費等を生徒指導部に申し出ること。
- (3) 出版物を発行するときは，あらかじめ生徒指導部に届け出ること（※その内容が，他人を誹謗したり，破壊的であったりしてはならない）。クラス，部活動で発行するものは，学級担任，部活動顧問の指導を受け，許可を得た上，発行すること。
- (4) 放送をする場合は，あらかじめ生徒指導部に届け出て許可を受けること。

4 選挙運動及び政治的活動について

- (1) 学校の構内（校内）における活動について学校の構内（校内）における選挙運動及び政治的活動は禁止する。
- (2) 学校の構外（校外）における活動について放課後や休日等に学校の構外（校外）における生徒の選挙運動及び政治的活動は，保護者の理解の下に行う。

5 キャンプ，旅行，アルバイト等の届

- (1) 旅行，ハイキング，サイクリング，キャンプ，スキー，登山等については必ず保護者の許可を得，学校に届け出て学級担任の指導を受けること。但し冬山登山については，原則として禁止する。なお，実施する前に必ず旅行届を提出すること。体力，気象条件，場所，日数，経費，グループ等を十分考慮した上で計画を立てること。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。家庭の経済的な理由から申し出があった生徒に関しては，学年で審議の上，必要書類一式を生徒指導部に提出させる。職種，時間等

に問題がなければ、承認書を発行する。

※禁止業種 酒類を提供するサービス関係の職種

18歳未満の者の立ち入り禁止の業務

時間帯 勤務時間は、21時までを原則とする。

報告書 毎月学年を通じて生徒指導部に提出する。

年末年始の郵便局のアルバイトについても同じ扱いとする。

学校生活、成績に支障が出た場合は、許可を取り消すこともある。

6 自動車教習所入所について

(1) 運転免許証（単車、自動車等）の取得は禁止する。

ア 教習所入所は進路決定者に限り、2月1日以降（自由登校時）許可する。

イ 就職内定者で、企業の要請がある場合は、2学期終業式の翌日から入所を許可する。

部活動の指導に関する事項

1 部活動の指導について

① 部活動・同好会活動の生徒派遣について

ア 教育委員会が主催または共催する行事及び文化活動，教育委員会・高体連・高野連の主催または共催の各種大会，抽選会，講習会，合同合宿訓練等で，校長が公文書を受領し，参加を認めた場合に生徒を派遣する。

イ 練習試合は顧問を通して，授業や学校行事に支障のないよう計画し，校長の許可を得て行うものとする。

ウ 上記アで生徒が校外で参加，出場するときは，別紙「生徒派遣願」に必要事項を記入の上，事前に部活動係に提出し，校長の許可を受けること。

エ 公欠扱いの手続きは，顧問が校務支援システムに入力する。

オ 生徒派遣願は行事・試合等の終了後，部活動係で保管する。

② 部活動・同好会活動の活動時間と定期考査前，考査中の活動について

ア 19時完全下校。

イ 定期考査の1週間前から考査終了までは，原則として，部活動を休止して学習に専念し，学習との両立を図ること。

ウ 上記イの期間に活動する場合は，別紙「特別練習許可願」に必要事項の詳細を記入の上，部活動係に提出のこと。この場合，原則として，

考査1週間前→17時30分まで活動可。

定期考査前日と考査期間中→14時30分まで活動可。

考査期間中の早朝練習は禁止とする。

③ 部室の使用について

ア 始業前8時30分から放課後までの使用を禁止する。

イ 下校時，授業中，その他使用しないときは必ず施錠し，盗難防止に努めること。
(体育教官室へのカギの返却を怠らないこと。)

ウ 常に美化に努めること。

エ 部員以外の者の出入りを禁じ、たまり場にしない。

オ 貴重品は部室に置かないようにし、練習時には活動場所で、各部が管理する。

カ 以上のことに違反する場合は部室を閉鎖し、使用を禁ずる。

④ 休業日の部活動について

休業日の活動には、顧問が付き添うことを原則とする。やむを得ず顧問が付き添えない場合は、他の部の顧問に必ず依頼する。

2 同好会から部昇格の承認について

下記の場合部活動として認める。

- ① 適切な顧問がいること。
- ② 活動に適する人員が確保できていること。
- ③ 活動に必要な施設が確保できていること。
- ④ 同好会としての活動期間がほぼ2年、及びそれ以上のもの。
- ⑤ 現在の活動状況が活発で、部昇格後も活動状況、人員等の見通しが立ち、部活動として維持できるもの。
- ⑥ 職員会議、及び生徒評議会の承認を得ること。

3 同好会の成立、承認について

学校内で活動するのにふさわしい内容であること。また、現在の学校施設で活動できるものであり、次の条件を満たすものは成立する。

- ① 適切な顧問がいること。
- ② 活動が永続するものであり、希望生徒5人以上の署名と、活動場所を設定し、生徒指導部を経て、生徒会執行部に届け出ること。
- ③ 活動場所は、その施設の管理責任者の承諾を得ること。
- ④ 普通教室は使用しないこと。
- ⑤ 既存の部・同好会と同じような内容の活動は、既存の部・会に入部・入会し、新たな成立は認めない。
- ⑥ 生徒会執行部が評議会に承認の是非を提出し、評議会で承認された後、職員会議の承認、顧問の決定により成立する。

4 部、同好会の降格、廃部、廃会について

下記の場合、原則として廃部、廃会として公示する。

- ① 活動に適した人数に達していない状態が、続いている場合。
- ② 適切な顧問がいない同好会。
- ③ 活動が活発でない部は、同好会に降格、同好会は廃会にすることがある。

5 合宿規定

① 合宿の心得

ア 合宿は教育的行事であるから、質素、清潔を心掛け、常に学習的態度で成果を上げること。

イ 生徒心得、食堂の利用に関する心得、体育施設利用心得を守り、施設、校具を大切に取り扱い、常に整理整頓を心掛けること。

ウ スケジュールに従い、規律ある生活を送るとともに、合宿の目的を達成するため

に努力すること。

エ 保健衛生に留意し、健康と安全に細心の注意を払うこと。

② 合宿の条件

合宿の実施にあたっては、下記の条件が整うことを必要とする。

ア 合宿により、その成果が十分上がる見込みのあること。

イ 顧問の付き添い、宿泊、指導が得られること。

ウ 保護者の承認を得ること。

エ 学校長の許可を得ること。

③ 場所

ア 校内の場合は、宿泊場所は作法室、及び学校より指定された場所とする。

イ 校外の場合は、費用を十分考慮し、合宿目的にあった場所とする。

④ 時期及び期間

ア 時期は長期休業中とする。但し、特別の事情のある場合は、審議の上、学校長の許可を得て実施することができる。

イ 期間は5泊以内とする。

⑤ 手続き

ア 合宿参加承諾書

イ 合宿計画書

ウ 合宿許可願

顧問は、休暇または校外合宿に入る1週間前までに上記のものを整えて、次の手順を経て学校長に提出すること。

顧問→部活動係→生徒指導部長→教頭→学校長

⑥ 合宿の中止

下記の場合は、顧問は直ちにその部の合宿を中止し、各関係にその旨を報告すること。

ア 感染症、食中毒等が発生した場合。

イ 顧問に支障が生じた場合。

⑦ その他

ア 病気、けが等が発生した場合は、直ちに医師の診断を受け、医師の指示により顧問はその生徒の合宿中止、その他の処置をする。

イ 原則として、顧問、部員以外の宿泊を禁ずる。

図書館利用規程

1 閲覧について

○学校の始業時より16時50分まで。

○閲覧は閲覧室のみとする。

2 館外貸し出しについて

○図書の貸し出しは一人3冊以内、期間は2週間とする。

- 事典・辞書・参考書・雑誌最新号は閲覧のみとする。
- 借りた図書については、責任を持って取り扱うこと。また他人に転貸しないこと。
- 返納期限後、引き続いて貸し出しを希望する時は、改めて貸し出しの手続きをすること。
- 万が一紛失した場合は、弁償すること。

3 貸し出し・返却手続き

- 図書貸出簿に必要事項を記入して係に提出すること。
- 図書を返却するときには、図書貸出簿に返却印を捺印してもらうこと。

4 閲覧の心得

- 図書館は静かに利用すること。館内では飲食をしてはいけない。
- 閲覧に際しては相互に礼儀を重んじ、他人の読書・学習活動を妨げないように注意すること。
- 図書は大切に取扱い、閲覧後は必ずもとの場所に戻すこと。
- 館内の施設・備品は勝手に移動したり、破損させてはいけない。
- 貴重品は、身につけておくこと（席をはずす時など）。

警報発令時の臨時休業について

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町のうち、いずれかの市町に**大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報**のいずれかが発令されたとき、下記の通りとする。

(1) 考査日・午前中授業以外の場合

①午前7時の時点で警報発令中のとき

自宅待機

②午前10時までに警報解除されたとき

13時よりSHR
13時10分から授業

その曜日の全校時分の授業の準備
をすること

(2) 考査日・午前中授業の場合

午前7時の時点で警報発令中のとき

臨時休業

この日の考査は、考査最終日の
翌日に実施

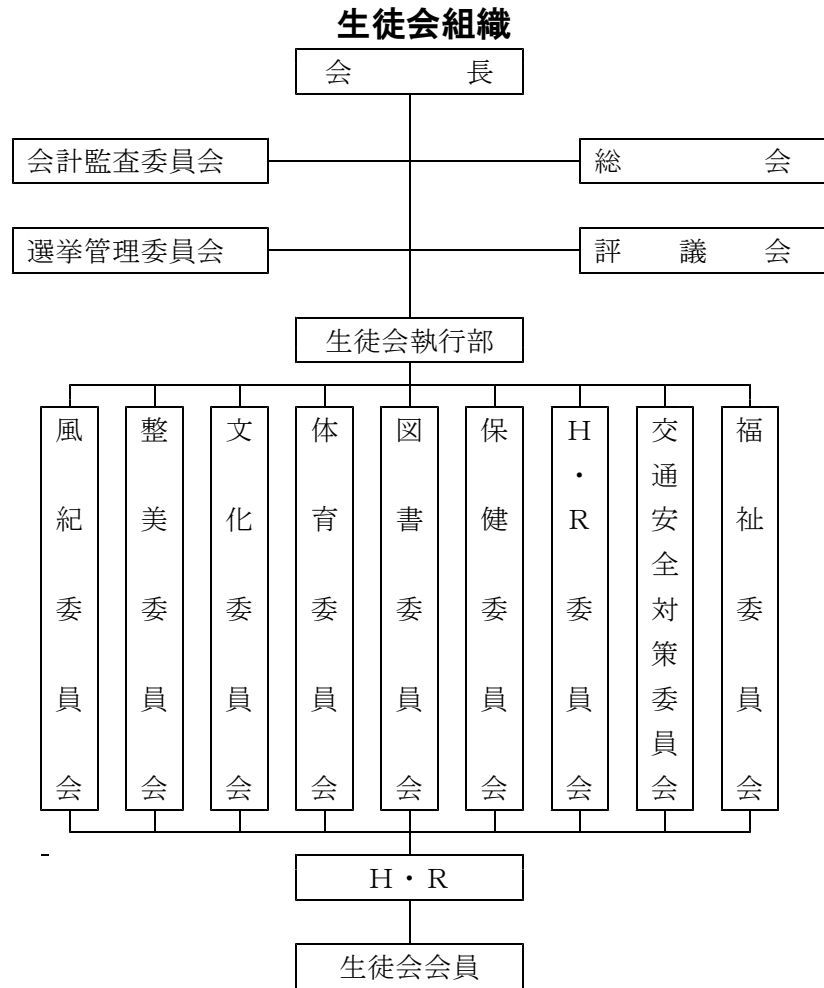
午前10時の時点で警報発令中のとき

臨時休業

振替授業については、後日連絡

※その他第3学区内の市町に居住する生徒について

居住地に警報が発令された場合は、上記①～③の内容に準ずる。



生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は兵庫県立加古川西高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会の目的は関係教諭の指導のもとに会員の、会員による、会員のための、より建設的な活動により、学園生活を充実向上し、公民としての実際訓練を行い、個性の確立につとめるにある。

第3章 会員

第3条 本会は本校に在籍する生徒全員によって組織され、本校職員はその顧問となる。

第4章 組織

第4条 本会は次の機関をもつ。

- 1 総会 2 生徒会執行部（以後執行部） 3 評議会 4 H・R
- 5 クラブ（部活動部） 6 文化祭実行委員会

第5章 役員

第5条 本会には会員の総意により決定される生徒会の会長をおく。

第6条 本会の役員の任期は原則として1年間とする。

第6章 執行部

第7条 執行部は本会の執行機関であって評議会に法案の提出を行い、成立した事項を施行する。

第8条 執行部は生徒会会長と、会長の指名による副会長および執行部員によって構成する。

第7章 評議会

第9条 評議会は本会の議決機関であって、学校内の種々の問題や法案を審議、議決する。

第10条 評議会はH・R代表の議員により構成される。

第11条 評議会には互選による次の役員を置く。議長、副議長、書記

第12条 定例評議会は月1回開くのを原則とする。

第13条 評議会は付属組織として、細則の定めるH・Rの種々の委員と、種々のクラブ代表によって構成される組織を持つ。また必要に応じて特別委員会を持つ。

2 文化祭実行委員会は、新旧執行部員と文化祭に参加する文化部部長で構成し、委員長・副委員長は互選とする。

第8章 自治会

第14条 H・RはH・Rに関係ある種々の問題、及び中央機関より提出された議題を討議し、またH・Rの統合高揚をはかる。

第15条 H・RはH・R全員をもって組織される。

第16条 H・Rには互選による次の役員を置く。

委員長、副委員長、書記、その他種々の委員

第17条 各部活動部への入退部は個人の自由意志を尊重するがその部活動部の部長の承認が必要である。

第18条 各部活動部は本会の目的に基づき活動する。

第9章 会議

第19条 各会議は原則として、会員または議員の2分の1以上の出席を要し、その出席議員の過半数の賛成を得て議決できる。

第20条 全校生徒総会、学年委員会、委員協議会などの特別の会議は関係教諭の指導のもとに必要に応じて開く。生徒総会規定は別掲。

第21条 生徒会会長は評議会の議決に対して拒否権を行使することができるが、再び評議会の3分の2以上の賛成があればその議決は成立する。

第22条 生徒会正副会長と執行部員は評議会に議席がなくても、議案について発言するために評議会に出席することができる。また、答弁または説明のために出席を求められたときは、出席する義務がある。

第10章 予算

第23条 予算案は年度始めに予算委員会で作成し、執行部が評議会へ提出し、審議成立する。

第11章 細則

第24条 細則案は執行部が評議会へ提出し、評議会で審議成立し、執行部がこれの施行執行を行う。

第12章 最高法規

第25条 この会則は本会の最高法規であって、この会則の趣旨に反する細則、規則、命令、その他の行為はその効力がない。

第13章 修正

第26条 この会則の修正は評議会の3分の2以上によって可決され生徒総会で、出席人数の過半数の承認を得なければならない。

第14章 総会規定

第27条 生徒総会は全校生徒の意志が十分に反映できうところであり、総会は全校生徒の最高決議機関である。

第28条 総会は在籍生徒数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、3年自由登校中は1・2年の在籍数を基準とした1・2年の出席数で総会の成立を決定する

出席人数はクラス代表者がとり議長団に報告する。自由登校中の総会の3年の出席人数は議長団がとる。教師の参加は自由で議決には参加出来ない。

第29条 総会における議決定足数は総会出席生徒数の過半数として議決。方法はその時点で考える。

なお、自由登校中の3年の総会参加は自由で、議決定足数は3年を含めて考える。

第30条 総会には評議員の中から適当な方法で選んだ次の役員をおく。

議長1名 副議長2名 書記2名

第31条 総会においては議長団は最大の権限をもつ。発言は議長団の承認をえて行われ、議長団を無視した者、会議の進行をさまたげた者（議長団の判断による）には議長団が適当な処置をとる。

第32条 緊急動議が出た場合、議長団で話し合った末、取り扱いを決める。

第33条 議長団のリコールは総会出席生徒数の3分の2以上の賛成により成立する。ただし、リコール案を審議するときは生徒会長が議事を進行する。リコールが成立すれば、評議委員の中から新しい議長団を選ぶ。

第34条 すべての生徒総会の日時は評議会と学校側の合意の上で行う。

第35条 定期総会は年1回（5月）開くこととし、生徒会長が召集する。なお、定期総会で行うことは次の事とする。

新役員の報告

会計予算・決算の報告

その他

第36条 臨時総会は評議会の要請があった時、生徒会長が召集する。この場合、評議会における過半数の同意を必要とする。

第15章

第37条 この会則は、発布の日から起算して、3週間を経過した日から効力を発する。この会則が発効するために必要な細則の制定、会長の選挙並びにこの会則を施行するために必要な準備手続きは、前項の規定よりも前にこれを行うことができる。

1950年9月2日成立1950年9月13日発布1950年10月4日発効

1999年4月1日より名称変更 行政会を執行部とする。

選 挙 細 則

第2章 総 則

第1条 本会会員はすべて選挙権及び被選挙権を持ち公平な投票を行う。

第2条 本会の役員の任期は次のごとく定める。1 生徒会長は7月～6月までの1年間とする。

2 H・R役員は1年2期とする。

ただし、次期役員決定までは前任者がこれにあたる。

第3条 役員の再選及び兼任は原則として自由とする。

第4条 投票は原則として無記名とし、開票の結果同数である場合には決選投票でこれを決定する。

第5条 次の投票は無効とする。

- 1 規定以外の人物を記入したるもの。
- 2 規定以外の用紙を使用したるもの。

第6条 すべての選挙の立候補及び推薦は自由とする。

第7条 すべての選挙管理運営は会則第13条による特別委員会の手によって行う。

第2章 生徒会会長選挙

第8条 生徒会会長は1名とし、会則第5条に基づき全校生徒の総意によって決定される。
また選挙管理委員会は

- 1 選挙日程を定め公表する。
- 2 選挙規定を定める。ただし、この規定には次の事項を含む。
 - ① 立候補推薦に関する事項
 - ② 選挙運動に関する事項
 - ③ 投票に関する事項
 - ④ 開票に関する事項
- 3 立候補者は受付け後直ちにこれを公表する。

第9条 開票の結果、最高点者を会長に決定する。第3章H・R選挙

第3章 H・R選挙

第10条 H・Rの役員選挙はH・Rにおいて互選によって行う。

第11条 選挙は原則として次の順によって行う。

- 1 H・R正副委員長
- 2 評議会議員
- 3 書記
- 4 各委員

第12条 評議会議員、正副委員長、書記、それぞれ単記で行う。

第13条 評議員、H・R正副委員長、その他の委員は各々最高点者をもって決定する。

第4章 生徒部活動部選挙

第14条 生徒の部活動部における選挙は各部則に準ずる。

第5章 評議会選挙

第15条 評議会選挙事務は互選による選挙委員の手による。

第16条 評議会正副議長 1 名，書記 1 名を各々単記投票で順次行う。

第6章 辞任，リコール

第17条 辞任はその所属する機関全員の 2 分の 1 以上の承認を得て出来る。

第18条 リコールは所属する機関の 3 分の 2 以上の同意を得て成立する。（ただし，無記名投票）

第7章 補 則

第19条 本細則は1953年 3 月 1 日より効力を発する。

第20条 辞任その他で役員に欠員を生じたる場合は直ちに補欠選挙を行い，任期は前任者の残期とする。